

第 87 回国際獣疫事務局 (OIE) 総会概要

1. スケジュール等

- (1) 日程: 令和元年5月 26 日(日)～31 日(金)(6 日間)
- (2) 開催場所: フランス・パリ Maison de la Chimie(メゾン・ド・ラ・シミ: 科学会館)
- (3) 我が国からの出席者
農林水産省消費・安全局動物衛生課長(CVO、OIE 日本代表) ほか



2. 主な内容

182 の OIE 加盟国・地域及び 71 の関連機関等から、約 900 名が出席 (OIE 発表)。

21 カ国の農業省の政務が出席し、政務代表の一人として、フランスのギョーム農業・食料大臣から挨拶があり、アフリカ豚コレラ (ASF) に関し、今月 11 日から 12 日に新潟県で開催された G20 農業大臣会合において国際機関や関係国が一致団結して対処していくことが盛り込まれた閣僚宣言が採択されたこと及び今月 24 日にパリで開催された第3回 G7CVO 会合において防疫措置等について技術的な議論が行われたことが紹介され、円滑な貿易のためにゾーニングの適用は重要であり、フランス当局はこれらの取組を支援していく旨発言があった。

(1) アジア・極東・太平洋地域委員会

① 地域委員会選挙

熊谷動物衛生課長がアジア・極東・太平洋地域委員会の議長候補に選出され、各国代表による選挙 (31 日に実施) において当選。

② 第 31 回 OIE アジア・極東・太平洋地域総会の開催について

熊谷課長から、本年9月に仙台で開催される第 31 回地域総会の概要を紹介。また、地域総会における技術課題 (質問票なし) を「アジア太平洋地域における ASF の予防と制御のための協力の強化」とし、また、水生動物疾病を一般課題として議論することを決定。

③ 地域の共同意見

狂犬病章(第 8.14 章)に関し、採択を支持するとともに、次回改定において野生動物における狂犬病の制御に関する内容を含めるよう豪州が発言することが決定。また、鳥インフルエンザ章(第 10. 4 章)について、本章の改正は確固とした科学的な知見に基づいて行うとともに、引き続き、加盟国から提出された全ての意見を検討するよう日本が発言することを決定。

(2) 技術課題「アフリカ豚コレラのグローバルコントロール」

OIE 及び FAO から、ASF の疫学、関係業界への影響、診断法等に加え、ASF は世界的な脅威であり、様々な経路で広がることから、衛生管理措置や各国・地域の調和した包括的なアプローチによりコントロールしていくことが重要であること、さらに、OIE コードに基づく対策を策定し、実施していくことが必要である旨説明がなされた。

これに対する各国からの主な反応は以下のとおり。

- ・ 豪州から、国際空港における豚肉の違法な持込の防止の重要性について発言
- ・ カナダから、4月末にオタワで開催された ASF 国際会議の紹介。OIE に対し、ASF のゾーニング・コンパートメントの適用に係る具体的なガイドラインの設定を要請。
- ・ フランスから、5月 24 日に開催された G7CVO 会合^(※)の結果の紹介。ASF 発生時のゾーニング適用による輸出継続、農場での衛生管理措置が徹底されている場合野生イノシシにおける発生が輸出に影響すべきでない旨言及。
- ・ 中国から、バリューチェーンの関係者との連携の重要性について言及。また、ワクチン開発の共同研究を進めるべきとの発言。
- ・ ルーマニア(EU28 か国を代表)から、現状として発生は一定地域に封じ込められており、また、チェコにおいて ASF 撲滅に成功したこと等を紹介。
- ・ その他、コロンビア、グアテマラ、エリトリア、パナマからも発言・質問。
- ・ 日本から、5月上旬の G20 新潟農業大臣会合において、吉川農林水産大臣から ASF について国際社会の連携を呼びかけ、情報共有の強化や OIE 等の国際機関の取組を支持する旨が盛り込まれた閣僚宣言が採択されたこと、本年4月にはアジア地域 ASF 専門家会合が設立され、本年7月には第2回会合を東京で開催する予定であり、引き続き、ASF に関する OIE の取組を支援していきたい旨を発言。

なお、カナダ、フランス、EU、豪州、ルーマニア、日本、中国が、本技術課題の決議案の起草グループとして招集され、会議後に起草作業を行い、15 項目からなる推奨事項を内容とする ASF Global Control の決議が採択された。

※ **第3回G7首席獣医官(CVO)会合について** (詳細は6頁を参照)

G7 各国が越境性動物疾病等の世界的な課題に取り組むための連携強化を目的として、2016 年に日本のイニシアチブにより設置され、2016 年の東京、2017 年ローマに続き、2019 年5月 24 日に第3回会合をパリにて開催。第3回会合は、ASF 及び CSF をテーマとし、G7 各国の CVO、OIE、FAO、世界銀行等の国際機関が出席(日本からは熊谷動物衛生課長出席)し、ASF/CSF 対策における通報の徹底や、バイオセキュリティ、サーベイランス、野生動物管理、ワクチン、国境貿易、啓発活動等について意見交換し、それらを内容とする提言(recommendation)が策定された。

(3) 科学委員会からの報告

OIE が公式にステータス認定を行っている6疾病のうち5疾病について、新たな認定国(地域)が勧告された。

1	口蹄疫	
	・ワクチン非接種清浄国	新規認定なし
	・ワクチン非接種清浄地域	・ボリビア:パンド県 ・ボツワナ:Zone7 ・カザフスタン:Zone1-5
	・ワクチン接種清浄地域	新規認定なし
	・公式管理プログラム	新規認定なし
2	牛肺疫	
	・清浄国	ペルー、ウルグアイ
3	豚コレラ	
	・清浄国	ラトビア、ウルグアイ
	・清浄地域	エクアドルのガラパゴス諸島
4	牛海綿状脳症(BSE)	
	・無視できる BSE リスクの国	セルビア
	・管理された BSE リスクの国	エクアドル
5	小反芻獣疫	
	・清浄国	クロアチア
6	アフリカ馬疫	新規認定なし

(4) 陸生動物コード委員会からの報告

コード改正案は、ほぼ原案のとおり採択。

① 第 7.2 章(アニマルウェルフェアと採卵鶏生産システム)※採択対象外

- ・ 多くの相反するコメントが出されたため、アドホックグループによる検討を求め、本年9月のコード委員会において議論できるよう一定の妥協点を見出したいとの説明。
- ・ 日本から、OIE コードのアニマルウェルフェア章は、気候、地理的な状況、文化、社会的要因等に応じて世界中で発展を遂げてきた多様な生産システムを考慮し、柔軟性が確保されたものであるべきであり、十分な議論を行うよう要請。
- ・ 米国(アメリカ地域 31 か国を代表)から、第1次案(2017 年9月提示)では、多様な生産システムが認められる包括的な内容となっていたが、第2次案(2018 年9月提示)では、広く普及しているケージ飼養を除外する内容が提案されており、支持できないことから、第1次案に戻すべき旨要請。
- ・ コロンビア、インド及びジンバブエも、現状の飼養状況を踏まえた案となっていないことへの懸念を表明。

② 第 10.4 章(鳥インフルエンザ)※採択対象外

- ・ 不当な貿易上の障壁となりうる点については是正すべき一方、低病原性から高病原性への変異や、清浄ステータスとサーベイランスの関係等の複雑な課題があり、専門的な観点からアドホックグループにおける検討が行われるとの報告。
- ・ 日本(アジア太平洋地域 32 か国を代表)から、本章の改正は、低病原性／高病原性、生産様式に応じたリスクの違いを考慮しつつ、確固とした科学的な知見に基づいて行うものとし、引き続き加盟国から提出された全ての意見を検討するよう要請。
- ・ 韓国は、自家消費用の家きんにおける感染拡大のリスクが低いとみなすのであれば、それを疫学データにより国際貿易の相手国に対して示すべきとの見解を表明。

③ その他の章に関する意見

- ・ ルーマニア(EU28 か国を代表)から、鳥インフルエンザ章、BSE 章の改正を早く進めるよう要請。

(5) 生物基準委員会(ラボ委)からの報告

レファレンスセンターの指定を含め、原案のとおり採択。新たに認定されるリファレンスラボラトリーは下記の通り。

	疾 病 名	施 設 名	所 在 地
1	馬伝染性貧血	Division for the Diagnosis of Viral Diseases and Leptospirosis, Istituto Zooprofilattico Sperimentale delle Regioni Lazio e Toscana (IZSLT)	イタリア
2	鼻疽	Anses Maisons-Alfort, Animal Health Laboratory, Bacterial Zoonoses Unit	フランス
3	狂犬病	National Reference Laboratory for Rabies, Institute for Diagnosis and Animal Health	ルーマニア
4	ブルセラ病 (Brucellosis (B. abortus, B. melitensis B. suis)	National Reference Laboratory for Animal Brucellosis (NRLAB), Department of Diagnostic Technology, China Institute of Veterinary Drug Control (IVDC)	中国
5	囊虫症	Helminthosis Laboratory, 1 Xujiaping, Yanchangbu	中国
6	鶏マイコプラズマ病 (M. gallisepticum, M. synoviae)	Pendik Veterinary Control Institute	トルコ
7	山羊伝染性胸膜肺炎	Pendik Veterinary Control Institute	トルコ

(6) 水生動物委員会からの報告

コード及び水生マニュアルの改正・新規案は、原案のとおり採択。なお、リファレンスラボラトリーとして新たに認定される施設はなし。

【コード】

① 第 1.5 章(感受性動物の定義)

- ・ タイから、第 1.5.9 条についてコメントを提出したこと及び感受性魚種範囲について種ではなく、科や属にすると範囲が広くなり、特に途上国にとって貿易障害になり得るので、十分な科学的根拠に基づくべきであり、案は支持できないとの発言があった。これに対し、水生委員会議長から、水生コードの目的は衛生の確保であること、科学的根拠に基づいて検討していること、例えばエビのホワイトスポット病のように多数の感受性宿主が存在する疾病については科や属にする必要がある場合があるとの説明がなされ、タイは反対を取り下げた。

② 第 10.5 章(サケ科魚類のアルファウイルス感染症)、第 10.7 章(コイヘルペスウイルス病)、第 10.9 章(コイ春ウイルス血症)

- ・ カナダから、科学論文が一つしかないことを理由に、感受性宿主からゼブラフィッシュを削除することは不適切であるとの指摘があった。これに対し、水生委員会議長から、カナダの指摘には賛成するが、当該論文で示される実験的暴露試験の実験条件が第 1.5.4 条に合致しないことから、アドホックグループと議論した結果、リストから外すこととなった旨説明がなされ、カナダは反対を取り下げた。

③ 第 9.1 章(急性肝臓臓壊死症)

- ・ 豪州から、急性肝臓臓壊死症の病原体の定義には、2015 年に豪州が報告したエビの症例が含まれていないが、定義を拡大する予定はあるかとの質問があった。これに対し、水生委員会議長から、本疾病原因体の定義が難しく、新たな原因体の追加については科学的根拠が必要であるため、本年 9 月の会合で検討する旨回答があった。

④ 第 10.6 章(伝染性造血器壊死症)

- ・ スウェーデン(EU28 か国の代表)から、水生マニュアルでは「northern pike」となっているが、本章では「pike」となっているので整合製をとるべきとの指摘があった。これに対し、水生委員会議長から、一般的名称(common name)を使うこととなっており、FAO のデータベースでの名称を使うことに合意した。FAO のデータベースでは「pike」となっている旨回答があった。

【マニュアル】

① 第 2.3.4 章(流行性造血器壊死症)

- ・ フィンランド(EU28 か国の代表)から、第 2.3.3 条(地理的分布)については状況が変わること、WAHIS により最新の地理的分布が把握できることから削除すべきであること、表 5.1(サーベイランスと診断方法)には、すでに広く使われている RT-PCR 法を追加してはどうかとの発言があった。これに対し、水生委員会議長から、両提案とも妥当であり、現時点では案のとおり採択に付すこととするが、採択後に対応したい旨回答があった。

② 第 2.3.6 章(サケ科魚類のアルファウイルス感染症)

- ・ UK(EU28 か国の代表)から、総会後にコメントを送るので、9月会合で検討してほしい旨発言があった。

<ご参考> 第 3 回G7首席獣医官(CVO)会合の結果概要(5月 24 日)

G7CVO会合は、越境性感染症等の世界的な課題に取り組むための連携強化を目的として、2016 年に日本のイニシアチブにより設置され、第1回会合は、2016 年に AMR をテーマとして東京で開催され、第2回会合は、2017 年に鳥インフルエンザをテーマとしてローマで開催されている。今般、世界的な脅威となっているアフリカ豚コレラ等をテーマとして、今月 24 日にフランスで第3回会合が開催され、各国の情報や経験を共有するとともに、ゾーニングの原則の適用など、貿易への影響を低減させる取組について議論が行われた。我が国からは、熊谷動物衛生課長が出席し、ASF 及び CSF の侵入拡大防止のための水際防疫、農場バイオセキュリティ、早期摘発及び防疫対応に関する取組や岐阜県及び愛知県における豚コレラの発生状況及び野生いのしし対策等について説明した。さらに、ASF に関する最近の動きとして、本年4月、OIE /FAO の枠組みのもと、アジア地域 ASF 専門家会合(SGE-ASF Asia)が設立され、本年7月に第2回会合が日本で開催予定であること、本年5月 11～12 日に開催された G20 新潟農業大臣会合において、吉川農林水産大臣より ASF 対策における国際社会の連携強化を呼びかけ、各国から賛同が得られるとともに、それらが言及された閣僚宣言が採択されたことについて紹介した。

また、ASF 及び CSF 対策における通報の徹底やバイオセキュリティ、サーベイランス、野生動物の管理、ワクチン、国境防疫、啓発活動等に関する提言(recommendation)が策定され、これに関し、日本からは、国境防疫に関しては、水際検疫のみならず、相手国や関係機関との連携が重要である旨について発言し、提言に採用された。

(提言)<https://agriculture.gouv.fr/telecharger/98555?token=31c169f1c1193bef28deca2f9226d75a>

(出席者リスト)<https://agriculture.gouv.fr/telecharger/98594?token=49169c4a6c2d767ad1b8edb60367ef2d>



第 3 回 G7CVO 会合出席者代表

(以上)